

中野区後期高齢者医療制度に加入された方がお亡くなりになったとき 葬祭費を郵送で申請される方へ

中野区後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなった時、葬儀を行った方に葬祭費として申請により50,000円をお支払いします。

葬儀をせずに献体をされ、献体後葬儀に準ずる偲ぶ会・お別れ会等を催した場合、葬祭費をお支払いすることができます。詳しくは担当までご相談下さい。

手続きについて

◆請求及び申請者	葬儀を行った方
◆必要書類	<ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療葬祭費支給申請書・請求書 兼 口座振替依頼書・死亡された方の保険証（返却、紛失等されている場合、必要ありません）・葬儀の領収書の<u>原本</u> ☆但し書きに葬儀代と明記されていない場合は、領収書に加え請求(明細)書も送付してください。原本は後日お返しいたします。
◇お支払金額	50,000円
◇お支払方法	口座振替 ※振込みまでに1か月～1か月半前後かかります。 ※ご事情により、葬儀領収書の宛名以外の方と別の口座へ振り込みを希望される場合は、上記の他に書類が必要となりますのでお問い合わせください。

ご注意

葬儀を行った日の翌日から2年を過ぎた場合は、申請できません。

● 申請書類送付・問い合わせ先 ●

〒164-8501 東京都中野区中野4丁目11番19号

中野区役所 保険医療課 後期高齢者医療係 電話 03(3228)8944

この裏に記載見本があります